

函 福 健

令和6年(2024年)1月18日

民生常任委員会委員各位

保 健 福 祉 部 長

第3次函館市健康増進計画（素案）に対するパブリックコメント（意見公募）手続の実施結果の公表について

このことについて、パブリックコメント（意見公募）手続の実施により提出された市民等から意見の概要とその意見に対する市の考え方について下記のとおり公表いたします。

つきましては、委員の皆様へ公表する資料を配付させていただきますので、よろしく願いいたします。

記

- 1 意見提出者（団体）数／意見の数
団体（郵送）1団体／4件
- 2 修正の有無
無
- 3 公表の時期
令和6年(2024年)1月19日
- 4 公表する資料
第3次函館市健康増進計画（素案）に対するパブリックコメント（意見公募）手続の実施結果

保健福祉部健康増進課
電話 32-1515

第3次函館市健康増進計画（素案）に対するパブリックコメント （意見公募） 手続の実施結果

案 件 名	第3次函館市健康増進計画（素案）
募 集 期 間	令和5年12月7日～令和6年1月5日
担 当 課	保健福祉部健康増進課
意見提出者	団体1件，意見総数4件

○ 意見の概要と市の考え方

※ 「意見の概要」については，原文を要約しています。

No.	意見の概要	市の考え方
1	喫煙率の減少目標について，禁煙希望者が喫煙をやめた場合という前提で議論されるべき。	喫煙はがんをはじめ，脳・心血管疾患など多くの病気と関係しており，死因の大きな要因であることから，喫煙率の減少に向けた対策および受動喫煙対策はとても重要です。 本計画において，健康寿命の延伸に向けて「タバコを吸わない人を増やす」ため，禁煙指導や禁煙に関する普及啓発を行うとともに，健康増進法に基づき「望まない受動喫煙の防止」について取組を進めてまいります。
2	喫煙率の減少目標について，喫煙希望者の支援という前提で議論されるべき。	
3	禁煙促進について，禁煙希望者に限った取組をするべき。	
4	望まない受動喫煙の防止について，健康増進法に沿った取組により達成可能（上乘せ不要）と認識しているため，法に沿った取組をするべき。	

○ 匿名で以下のご意見がありました。

No.	意見の概要
1	健康寿命と平均寿命の差が1～2年であれば，平均寿命を延伸させる取組でよいのではないか。
2	札幌市のように冬期間に競馬場でウォーキングイベントを開催してはどうか。

意見等を考慮した結果の修正案	意見による修正はありません。
結果の配布場所	保健福祉部健康増進課（総合保健センター3階）
お問い合わせ先	保健福祉部健康増進課 TEL：0138-32-1515 FAX：0138-32-1526 E-Mail：hc-zoushin-zoushin@city.hakodate.hokkaido.jp